

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：南アジア地域バングラデシュ、ブータン、インド、
ネパール（BBIN）各国の電力連結性強化に係る情報
収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：20a00276

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2020年7月1日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年7月1日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：南アジア地域バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール（BBIN）各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

- | |
|---|
| <p>(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。</p> <p>() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。</p> |
|---|

(4) 契約履行期間（予定）：2020年9月～2022年3月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

<p>新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。</p>

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後10ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：【調達部 契約第一課 榎田 容子 Makita.Yoko@jica.go.jp】

注）プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第一チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年7月20日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年7月31日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出を原則とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を越えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格

評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

- 1) 日時：2020年8月17日（月） 16時30分～
- 2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 5D会議室

- 1競争参加者あたり1名の参加とさせていただきます。参加される方は身分証明書をお持ちください。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公開による開封会を中止する場合があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年8月24日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点（該当する場合）
- 3) 競争参加者の価格評価結果
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

- 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）
契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。
 - 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
 - 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
 - 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定され

る「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. 調査の背景・経緯

南アジア地域では、急速な経済発展による電力需要の増加と、その電力需要に応えるため、特に需要が大きいインド及びバングラデシュにおいて火力発電を中心とした電源構成となっている。バングラデシュの電力・システムマスタープラン（PSMP2016）では電力の安定供給のために石炭火力、ガス火力（LNG含む）をベース電源と位置付けている。

これに対し、ブータン・ネパールでは、豊富な包蔵水力を有することが確認されている。ブータンの包蔵水力は約30GWと推定されているが、2017年時点での水力発電所の設備容量は約1.6GW（包蔵水力の約5%）にとどまっている。また、ネパールの包蔵水力は83GW、経済的に開発活用可能な容量は42GWと推定されている。これらの国の電力需要は各々ピーク時でブータンは399MW（2018年度）、ネパールは1,508MW（2018年度）と包蔵水力に比し小さく、これらの国の水力開発及び国際連系線を介した電力輸出入を行うことが出来れば、地域における安定的なベースロード電源の確保、電源多様化、気候変動緩和への貢献が期待出来る。

加えて、バングラデシュ政府やインド政府は温室効果ガス排出量削減と電源多様化の手段の一つとしての再生可能エネルギーの導入・活用を掲げている。例えば、インド新・再生可能エネルギー省は2014年に「再生可能エネルギー175GW計画」を打ち立て、2021年度末までに175GWの再生可能エネルギーを導入することを目標としている。加えて、バングラデシュでもPSMP2016にて、全電源のうち再生可能エネルギーが占める割合を10%以上に拡大することを目指している（2019年時点で1%未満）。太陽光や風力などの変動性再生可能エネルギーが電力系統に大量導入された場合、系統不安定化並びに需給インバランスが発生し、周波数変動等による電力の質の確保が困難となることが予想される。豊富な包蔵水力を持つネパール・ブータンの効率的な開発及び広域の電力融通を通して系統の容量を増大させ地域間の需給ギャップの平準化を進めることで、再生可能エネルギーの系統への導入促進と電力の安定供給とを同時に実現できる環境が整う。

かかる状況下、BBIN各国の電力融通において中心的な役割を果たすと考えられるインドは、近年になって国際電力融通に係る制度（ガイドライン（2018年12月）、規制（2019年3月）、手続き（2019年6月））の策定を進めており、域内での国際電力融通に向けた機運が高まっている。しかしながら、国際電力融通の実施に向けては各国内機関及び構成国間の利害調整など課題があることから、本格的な検討に先立ち、広範な情報収集を行い、実現性の検討を行う必要が生じている。

2. 調査の目的と範囲

本調査では、対象地域における国際連系線を介した電力の輸出入（以下、「国際電力融通」）に係る情報を収集し、その開発における諸課題・リスク・可能性を分析する。その上で、他ドナー動向・協力成果等の情報を収集し、南アジア地域における国際電力融通の実現に向けた協力の方向性を取りまとめる。

(1) 対象地域

BBIN各国（バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール）における国際連系送電線事業の可能性分析を中心に、ミャンマー、スリランカも含めた地域需給バランス分析を行う。

(2) 相手国対象機関

バングラデシュ国電力エネルギー・鉱物資源省等、
ブータン経済省水力発電・電力系統局等、
インド電力省等、
ネパールエネルギー水資源灌漑省等

3. 調査実施の留意事項

(1) 本調査の位置づけ及び実施方針

本調査は、①ブータン等の将来的に水力資源を有する国での水力開発並びに同発電電力をバングラデシュ政府ないしインド政府へ売電する事業の形成、②国際電力融通を実施するにあたってのシステム運用等に係るソフト面の事業の形成、を念頭に置いている。従って本調査では、技術・経済等諸観点での情報整理を行った上で、①に関しては、優先的に実施すべき案件を特定し、それらを官のみで行うべきものと、民間資金を動員して実施する PPP 事業や純商業的に実施可能な事業など民間セクターに切り出せるものに分類した上で、後者については実施のためのストラクチャーを検討する。PPP での事業実施の可能性も見据え、同体制での事業実施におけるメリット及びデメリットの整理、及び円滑な事業実施のために有りうべき PPP 体制の検討（インド国 Power Grid Corporation Limited やバングラ政府等による SPV 出資可能性の検討等）も検討する。

それら優先的に実施すべき案件に関して、国際連系事業に関する各国関係機関とその役割（責任範囲や実施体制）の整理、案件の早期実現に向けた課題・リスクの特定及び各国のインセンティブの特定／創出の検討並びにこれらを踏まえた具体的で実現可能な対応策（国際融通促進のための広域・各国戦略）の提案を行うこと。

加えて、②に関して、国際間取引特有の要素（電気事業法等の各国電力分野の政策・法制度の側面、グリッドコードに代表される周波数や電圧等電力の質、取引メカニズム、各関係機関の責任範囲等の技術的側面、広域調整制度及び執行体制等）に留意して、地域電力マーケット形成やシステム運用に係る技術支援を検討すること。

（２） 既存・類似調査結果の有効活用

BBIN 地域の電力・エネルギー政策、電源開発や電力需要予測、国際電力融通については、既に ADB や USAID が関連調査や協力を実施している他、今般のインド政府によるガイドライン改定を受けてネパール IPP 協会（Independent Power Producers Association Nepal : IPPAN）が IPP 事業による他国への売電を見据えて積極的な情報収集を進めているため、本調査の実施にあたっては既存資料及び現在進行中の調査情報を最大限活用すること。

（３） PPP事業のストラクチャリング

（１）に記載の民間セクターに切り出せる事業については、実務的に達成可能な現実的なストラクチャーを事業の上流段階から検討することが重要である。

（４） ドナー連携・実施可能な協力パッケージの提案

BBIN 地域の国際連系事業推進に関しては、ADB や USAID、世界銀行等が地域協力体制の枠組み（South Asia Regional Initiative/Energy Integration (SARI/EI) プログラム (USAID) や South Asia Subregional Economic Cooperation (SASEC) (ADB) 等）形成を支援している。例えば、2012 年以降継続的に実施されている SARI/EI では、越境電力取引枠組み、越境電力取引による経済便益計算、グリッドコード分析等を、規制、システム運用、取引市場の 3 つのワーキンググループを設置することで包括的に分析・提案してきている。

本調査の実施にあたっては、既存の枠組みでの議論や提言を十分に整理・分析した上で、更なる国際電力取引活性化に向けて、既に合意・提案されている内容の技術面、政策面、経済面、体制面等の問題点を分析・検討する。それらを踏まえて、国際連系事業の実施促進を図るためのインセンティブの特定、実行可能なソリューションの提案、また、多国間／二国間対話を推進するためのインセンティブ創出に向けた取り組みを提案する。

また、日本政府が設置している二国間政策対話枠組みのスコープや提言にも留意し、それらとの相乗効果を発現させる方法も検討する。その上で、国際連系事業を実施促進するために優先的に取り組むべき事業のパッケージ並びにその中で JICA が広域及び二国間協力事業として取り上げ可能な候補事業をパッケージにして提案する。関連ドナーが構築している国際連系事業のプラットフォーム

（SARI/EI のワーキンググループ等）を最大限活用するとともに、ドナー間の競争優位性等を勘案し、最適な連携の在り方についても併せて検討すること。

（５） コンセンサス構築・地域協力体制の醸成

各国関係機関から意見聴取や地域協力推進インセンティブの提案、課題と今後取るべきアクションの合意形成を効果的に進めるため、数次にわたるワークショップを開催する。なお、意見聴取に係るワークショップを各国で一回ずつ、中間時点での報告ワークショップを一回（実施場所はインドを想定）、多国間／二国間の対話促進のためのリトリート（本邦招へい）の実施を想定している。

提案にあたっては、南アジア地域で国際電力融通を考える際には地理的条件からインドを経由することが不可欠であるため、水力電源開発国及び国際連系線建設・通過国（以下、「関係国」）に

加え、インドにとっても利益を享受できるような仕組み作りが求められる点に留意すること。その際、インドの電気事業の特性にも留意し、国及び関係する州の電気事業者其々の関与・協力の在り方を検討すること。更に、当該事業の実現には政治的な合意形成が肝要である点に留意し、情報収集のため各国機関を訪問する際には、対象国に対する裨益効果の説明に留意すること。

(6) JICA・日本政府との情報共有・意見交換

本調査は国境をまたぐ内容を含むことから、JICA 本部、関連国の JICA 事務所・日本大使館との情報共有・意見交換を適宜行う。タイミングとしては各成果品提出時を目安とするが、情報の重要性等に鑑み、随時 JICA 担当部と相談の上、適切に行うこと。また、(1) に記載の民間セクターに切り出すべき案件の選定にあたってはプロセスも含めて慎重な検討が求められるので、JICA 本部、JICA 事務所との相談を密に行うこと。

(7) 現地調査

調査にあたっては、国内でのデスクトップ調査での分析結果、ロードマップ(案)の策定に加えて、それらに関して各国関係機関と協議・意見聴取することを想定している。協議・意見聴取にあたっては現地でのワークショップを開催し、効率的に意見交換することを提案すること。各調査への着手に当たっては、先方政府への説明資料を事前に作成し、JICA の確認を得た上、先方に説明し合意を得て調査を開始すること。なお、現地調査については、JICA の職員が同行する可能性があり、前広に日程調整を行うこと。

(8) 遠隔業務

世界的なコロナウイルス感染症の影響により、本案件の準備段階(6月12日)段階では、JICA 全体の方針として、①2020年9月一杯は海外渡航が出来ないことを前提として必要に応じて現地業務を国内業務に振替えることで所定の成果を達成するための業務を行う、②同10月以降は、現地渡航が可能となる前提で業務計画を検討することとしている。本業務においても、同方針に基づき、業務計画を検討する。なお、国によっては10月以降も渡航が困難な状態が続く可能性もある¹。

4. 調査の内容

以下に示す業務の内容について、上記「3. 調査実施の留意事項」を踏まえ実施する²。

(1) ステージ1：類似調査のレビューインセプション・レポートの作成

- ① 調査開始に先立ち、入手可能な既存資料及び類似案件情報等を収集し、以下の項目を中心に分析を行う。
 - 1 現状の整理(類似調査等のレビュー)
 - 1.1 BBIN 各国及び周辺国(ミャンマー、スリランカ)の電力・エネルギー政策、電力需給の現状と予測、電源開発計画
 - 1.2 BBIN における電力連系の現状(政策枠組み、マーケット、連系状況、計画)(ネパールに関しては、中国—ネパール間の電力連系、AIIB による協力状況、ミャンマー、スリランカとの電力連系状況も含む)
 - 1.3 各国国際連系に関する電力売買契約(PPA)条件(価格、運用面における現状課題)
 - 1.4 南アジア地域協力(電力分野以外を含む)の現状と課題(政治課題、行政課題、技術課題)
 - 1.5 類似調査レビュー
 - 1.5.1 南アジア地域の電力融通に関する調査
 - 1.5.2 他地域での国際連系、電力融通における教訓の整理
 - 2 想定される課題、ギャップ分析(類似調査等のレビュー)
 - 2.1 国際電力取引(既存)の実態、教訓の分析
 - 2.1.1 現状の既存連系線の状況及び今後の計画・見通し

¹ プロポーザルにおいて、10月以降も遠隔での業務を継続せざるを得ないケースも想定して業務計画を提案すること。

² 効果的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査行程をプロポーザルで提案すること。

- 2.1.2 経済・財務面（国内、国外との電力調達、契約条件、二国間 Power Trade Agreement、ファイナンス方式、電力価格構造の分析、Energy Banking にかかる MoU（インド・ネパール間のみ）等）
 - 2.1.3 制度面（国際連系政策枠組み、事業の許認可に係る組織・制度・手続きの整理、PPP 事業における公的機関と民間事業者のデマケの整理等）
 - 2.1.4 技術面（給電指示、同期連系の考え方、系統運用等）の分析
 - 2.1.5 価格面（各国間の最経済的 PPA 締結）に向けた経済分析
 - 2.2 以下の項目を整理し、取引制度設計・運用面や系統システム運用面での課題、ギャップ等を包括的に分析し、その解決策を提案する。
 - 2.2.1 インド国策定の国際連系ガイドライン（2018.12 電力省）、規制（2019.3 中央規制委員会）、手続き（2019.6 中央電力庁）等
 - 2.2.2 BBIN 各国の関連ガイドライン、Grid Code 等
 - 2.3 他ドナーにおける協力状況
 - 2.3.1 SAARC 協定、BBIN 会合等、多国間での枠組みのレビュー
 - 2.3.2 SARI/EI プログラム（USAID）や SASEC（ADB）、世界銀行、IPPAN の活動状況や成果のレビュー
 - 2.3.3 既往調査によるビジョン、ロードマップ、戦略等の整理、ギャップ分析
- ② 上記①による分析を踏まえ、以下 A)～G)を骨子とするインセプション・レポート（案）を作成する。また、現地調査前に質問票及び先方への説明プレゼン資料を作成し、JICA に提出する。
- A) 調査の背景
 - B) 調査の目的
 - C) 調査の実施方針
 - D) 調査の内容と実施方法（作業項目、手法、アウトプット等を明記）
 - E) 作業計画（作業工程フローチャート、日程、インテリム・レポートの構成等）
 - F) 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
 - G) 調査実施体制（国内支援体制、実施機関内の体制、関係者との連携等）
- ③ インセプションレポート（案）、プレゼン資料の内容について、JICA に説明・協議を行う。協議結果を踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、インセプション・レポートを完成させる。
- ④ 事前準備にて作成したインセプション・レポートに基づき、調査の概要・計画等について、関係国関係機関へ説明し、協議・意見交換を行う。
- ⑤ 調査対象項目について、現地の情報収集、現状・課題の概要分析を行う。
- ⑥ 各国において、関係省庁や電力事業者を集めたワークショップを開催し、国際連系事業実施に係る意見聴取を行う。
- (2) ステージ 2：素案の作成、関係者の意見集約
- ① ステージ 1 での調査結果を基に、現状・課題の整理・分析を行った上で、以下の項目を中心としたビジョン・ロードマップ、インセンティブ提案、JICA 協力に向けた提案の素案を作成し、JICA と協議する。なお、BBIN 各国を含む南アジア地域には地域協力体制の枠組みが形成されているため、それら既存の枠組みを活用することを想定している。
 - 1 目指すべきビジョン（2030、2040、2050）、実現に向けたロードマップ、実施枠組み
 - 1.1 （既往調査のビジョンやロードマップを補完する形で）各国毎のビジョン、ロードマップ、実施枠組みの提案
 - 1.1.1 各国電力当局の意向、政治・外交面での利害等、国際連系の活性化に向けた各国の障害となる要素の分析
 - 1.1.2 既存の協議枠組み（SARI/EI や SASEC 等）の活用の提案
 - 1.1.3 案件形成を進めるために必要となる多国間／二国間対話を推進するためのインセンティブの特定／創出の提案。
 - 2 日本が果たす役割と JICA の協力に向けた提言
 - 2.1 具体的な事業の実施に係る法務、制度、ファイナンス組成に係る情報収集、提言
 - 2.2 優先プロジェクトの提言

- 2.2.1 電源開発
- 2.2.2 送電線、国際連系線
- 2.2.3 地域電力マーケット形成支援
- 2.2.4 需給計画、系統システム運用等技術支援

- ② 現地で開催するワークショップの議題、方向性につき JICA と協議する。
- ③ ワークショップを開催（インドを想定）。ステージ 1 での調査を通じて収集・整理・分析した情報を基に、各国毎のビジョン・ロードマップの提案、多国間／二国間対話推進のための協議枠組みとインセンティブの提案を、各国の関係機関に対して説明し、協議・意見交換を行う。効果的に実施するため、関係機関を集めたワークショップ（インドを想定）を開催する。
- ④ ステージ 1 の調査に引き続き、情報収集及び現状・課題の分析を行う。

(3) ステージ 3：ビジョン・ロードマップ、インセンティブ枠組み、JICA の協力案に関する関係者の合意形成

- ① JICA と協議のうえ、本調査全体に係る作業内容・進捗・課題及び今後の JICA 支援に係る候補プロジェクトを取り纏める。以上を踏まえ、インテリム・レポートを作成する。
- ② 上記の分析・協議を踏まえレポートの取り纏めを行い、JICA へコメント依頼を行う。
- ③ JICA からのコメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、インテリム・レポートを完成させる。
- ④ インテリム・レポート及び本調査の結果を各国関係機関に対して説明し、協議・意見交換を行う。
- ⑤ 第 3 次現地調査結果を基に、JICA と協議のうえ、本調査全体にかかる作業内容・進捗・課題及び今後の候補プロジェクトを取り纏める。
- ⑥ 上記で取り纏めたファイナル・レポートについては、JICA へコメント依頼を行い、コメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行ったうえで完成させること。

(4) 招へい事業

本邦招へいプログラムを以下の通り、実施する。

【被招へい者】各国関係機関（各国 2 名 x 4 か国 = 8 名程度）

【期間】2021 年後半に 7 日間程度

【目的】連系事業推進のための多国間／二国間の対話促進、本邦関係機関とのネットワーク形成、課題解決への貢献が期待される本邦技術の紹介

5. 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は JICA へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。

(1) 調査報告書

- 1) インセプション・レポート (IC/R)
 - 提出時期：2020 年 10 月上旬頃
 - 部数：英語 5 部、電子ファイル
- 2) インテリム・レポート (IT/R)
 - 提出時期：2021 年 3 月下旬頃
 - 部数：英語 5 部（簡易製本）、電子ファイル
- 3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)
 - 提出時期：2021 年 12 月下旬頃
 - 部数：英語 5 部（簡易製本）、電子ファイル
- 4) ファイナル・レポート (F/R)
 - 提出時期：2022 年 2 月 28 日
 - 部数：和文 2 部、英文 6 部、CD-R 5 部

注1) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部数：和文9部（簡易製本）

2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R提出時にまとめて提出。

部数：報告時は必要部数、F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部数：F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ② 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ③ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

別紙：報告書目次案

別紙：報告書目次案

- 1 現状の整理（類似調査等のレビュー）
 - 1.1 BBIN 各国の電力・エネルギー政策、電力需給の現状と予測、電源開発計画
 - 1.2 BBIN における電力連系の現状（政策枠組み、グリッドコード・法規制、マーケット、連系状況、計画）（ネパールに関しては、中国—ネパール間の電力連携、AIIB による協力状況も含む）
 - 1.3 各国国際連系に関する電力売買契約（PPA）条件（価格、運用面における現状課題）
 - 1.4 南アジア地域協力（電力分野以外を含む）の現状と課題（政治課題、行政課題、技術課題）
 - 1.5 類似調査レビュー（南アジア地域の電力融通に関する調査、他地域での国際連系、電力融通における教訓の整理）
- 2 想定される課題、ギャップ分析（類似調査等のレビュー）
 - 2.1 国際電力取引（既存）の実態、教訓の分析
 - 2.1.1 現状の既存連系線の状況及び今後の計画・見通し
 - 2.1.2 経済・財務面（国内、国外との電力調達、契約条件、二国間 Power Trade Agreement、ファイナンス方式、電力価格構造の分析、Energy Banking にかかる MoU（インド・ネパール間のみ）等）
 - 2.1.3 制度面（国際連系政策枠組み、事業の許認可に係る組織・制度・手続きの整理、PPP 事業における公的機関と民間事業者のデマケの整理等）
 - 2.1.4 技術面（給電指示、同期連系の考え方、系統運用等）の分析
 - 2.1.5 価格面（各国間の最経済的 PPA 締結）に向けた経済分析
 - 2.2 以下の項目を整理し、取引制度設計・運用面や系統システム運用面での課題、ギャップ等を包括的に分析し、その解決策を提案する。
 - 2.2.1 インド国策定の国際連系ガイドライン（2018.12 電力省）、規制（2019.3 中央規制委員会）、手続き（2019.6 中央電力庁）等
 - 2.2.2 BBIN 各国の関連ガイドライン、Grid Code 等
 - 2.3 他ドナーにおける協力状況
 - 2.3.1 SAARC 協定、BBIN 会合等、多国間での枠組みのレビュー
 - 2.3.2 SARI/EI プログラム（USAID）や SASEC（ADB）、世界銀行、IPPAN の活動状況や成果のレビュー
 - 2.3.3 既往調査によるビジョン、ロードマップ、戦略等の整理、ギャップ分析
- 3 目指すべきビジョン（2030、2040、2050）、実現に向けたロードマップ、実施枠組み
 - 3.1 （既往調査のビジョンやロードマップを補完する形で）各国毎のビジョン、ロードマップ、実施枠組みの提案
 - 3.1.1 各国電力当局の意向、政治・外交面での利害等、国際連系の活性化に向けた各国の障害となる要素の分析
 - 3.1.2 既存の協議枠組み（SARI/EI や SASEC 等）の活用の提案
 - 3.1.3 案件形成を進めるために必要となる多国間／二国間対話を推進するためのインセンティブの特定／創出の提案。
- 4 日本が果たす役割と JICA の協力に向けた提言
 - 4.1 具体的な事業の実施に係る法務、制度、ファイナンス組成に係る情報収集、提言
 - 4.2 優先プロジェクトの提言
 - 4.2.1 電源開発
 - 4.2.2 送電線、国際連系線
 - 4.2.3 地域電力マーケット形成支援
 - 4.2.4 需給計画、系統システム運用等技術支援

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 評価対象とする類似業務：電力計画に係る業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいを目途)、現地との人の往来は難しいということもあると考えますので、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/広域連系政策枠組み
- 経済分析/PPPストラクチャリング
- 系統計画/グリッドコード

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/広域連系政策枠組み)】

- a) 類似業務経験の分野：広域連系に係る業務
- b) 対象国又は同類似地域：南アジア地域 及び 全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 経済分析/PPPストラクチャリング】

- a) 類似業務経験の分野：海外プロジェクトファイナンスのファイナンシャルアドバイザーサービス
- b) 対象国又は同類似地域：南アジア地域 及び 全世界
- c) 語学能力：英語
- d) 過去にPPP案件のファイナンシャルアドバイザー業務を主導的な立場で担ったことのある等実務経験を豊富に有する者を充てること。外部人材や現地再委託の活用も強く推奨する。

【業務従事者：担当分野 系統計画／グリッドコード】

a) 類似業務経験の分野：系統計画／グリッドコード

b) 対象国又は同類似地域：南アジア地域及び全世界

c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2020年9月下旬より業務を開始し、2022年2月28日に成果品（F/R）を作成・提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14 人月（M/M）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／広域連系政策枠組み（2号）
- ② 経済分析／PPPストラクチャリング（3号）
- ③ 系統計画／グリッドコード（3号）
- ④ 国際電力取引

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 以下の項目を含む類似調査等のレビュー
 - ✓ 国際連系線（既存）の実態、教訓・ギャップの分析
 - ✓ 国際連携枠組み（既存）のレビュー、教訓・ギャップ分析
 - ✓ 国際連系事業に係る各国関係機関とその役割の整理、マッピング
- 現地セミナーに係る業務

(4) 対象国の便宜供与

特になし

(5) 安全管理

バングラデシュにおいては以下の点に留意すること。

- 1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。

① （渡航前）

(イ) 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：

本事業の業務従事者のうち、必ず1名は「安全対策研修」（対面座学）又は「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。

(ロ) 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：

全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む。）が渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。

(ハ) 外務省「たびレジ」への登録：

全業務従事者が各自登録を行うこと。

(ニ) JICAバングラデシュ事務所の連絡先等情報提供：

安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のため、全業務従事者の登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により発注者に提供すること。また、ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

② (渡航後)

バングラデシュ到着後、速やかに JICA バングラデシュ事務所によるブリーフィングを受けること。

2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）する。特に、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話等（スマートフォンやモバイルルーター等、現地にて入手可能）を常備し、チームごとにデータ通信が可能な状態にすること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。

3) バングラデシュ国内での安全対策については、JICA バングラデシュ事務所の指示に従うこと。現地での活動については安全面に考慮した日程となるよう、同事務所担当者と十分な調整を行うとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに同事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル（ゼネラル・ストライキ）等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、柔軟に対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、同事務所と協議の上、決定し確保すること。

4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全対策を確認したホテルなどに限定する。

5) 執務室についても機構の安全基準を満たす必要があるため、その確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げが必要な場合は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従って受注者が安全状況を点検し、同事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。

7) 現地再委託を行う場合であって、再委託業者が第三国からの調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が受注者と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、受注者や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、不可抗力条項等を盛り込むことを検討すること。また、不可抗力発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。

8) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を協議する）。

3. 業務従事者の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 4) 現地再委託費（再委託費）
 - 類似調査等のレビュー
 - 現地セミナー

(3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

1) 本邦招へい支援に係る直接経費（国内事業費）： 500千円

(4) 以下の業務については、業務内容・量の確定・提案が困難であるため、以下に示す業務量で「報酬」を見積もってください。

1) 本邦招へい支援に係る業務： 0.50人月

2) 現地セミナー（本邦企業参加）に係る業務： 0.80人月

(5) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

(6) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【バングラデシュ】

東京⇒クアラルンプール／シンガポール／ソウル／バンコク⇒ダッカ

【ブータン】

東京⇒シンガポール／バンコク⇒ティンブー

【インド】

東京⇒直行便／シンガポール／バンコク／香港⇒デリー

【ネパール】

東京⇒クアラルンプール／シンガポール／ソウル／バンコク／香港⇒カトマンズ

なお、複数の国を対象として調査を実施することから、一回の現地渡航にて複数国を周回することを想定している。

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

【その他留意事項】

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から当機構が宿泊先を制限（指定）しているため、宿泊料については、一律 13,500 円／泊（税抜き）として計上してください。ただし、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の低減は適用するものとします。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 閲覧資料

以下の資料については、取扱いに注意が必要であるため、電子データ、ハードコピーによる配布は行わず、希望者は閲覧のみとします。希望者は、社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第一チーム (ilgne@jica.go.jp) の担当者まで連絡ください。

- バングラデシュ国「国際連系線情報収集・確認調査 ファイナルレポート 和文要約版」(2016年)
- Data Collection Survey on Electricity Interconnectivity among Neighboring Countries in the People's Republic of Bangladesh, Final Report (2016)
- ラオス国「電力系統マスタープラン策定プロジェクト」ドラフトファイナルレポート

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者</u> ／広域連系政策枠組み	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(8.00)
ア) 類似業務の経験	—	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	1.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
イ) 業務管理体制	—	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>経済分析</u>／PPPストラクチャリング	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>系統計画</u>／グリッドコード	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

別添

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 8月6日（木） 14：00～16：00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室
注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。
3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | | | |
|--------|---|-----|----|
| 1 業務名称 | バングラデシュ、ブータン、インド、ネパール（BBIN）各国の電力連結性強化に係る情報収集・確認調査（QCBS） | | |
| 2 対象国名 | 南アジア地域 | | |
| 3 履行期間 | 2020年9月 | 日から | |
| | 2022年3月 | 日まで | |
| 4 契約金額 | 円 | | |
| | （内 消費税及び地方消費税の合計額 | | 円） |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：社会基盤部 資源・エネルギーグループ 第一チームの課長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5月）」を削除し、
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

（部分払）

第5条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

(前金払の上限額)

第6条 本契約については、業務実施契約約款第16条に規定する前金払については、同条第1項の規定にかかわらず、以下の各号のとおり分割して請求を認めるものとする。

- (1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- (2) 第2回（契約締結後10ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「契約約款」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。